

独立行政法人水産総合研究センターの役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され独立行政法人評価委員会による平成21年度の総合評価がA評価であったことを踏まえ、役員報酬の増減は行わなかった。

② 役員報酬基準の改定内容

理事長 一般職員の給与に関する法律に準拠し、
理事 ①俸給月額を0.2%減額 ②賞与の支給月額を0.15月分減額する改定を行った。
監事

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
理事長	13,965	10,072	2,563	1,208 120	(地域手当) (通勤手当)	4月1日	※
A理事	14,328	9,376	3,647	1,125 179	(地域手当) (通勤手当)		※
B理事	14,338	9,376	3,647	1,125 189	(地域手当) (通勤手当)		◇
C理事	14,747	9,376	3,712	1,287 371	(地域手当) (通勤手当)		◇
D理事	14,687	9,376	3,647	1,125 538	(地域手当) (通勤手当)		※
E理事	14,718	9,376	3,712	1,325 305	(地域手当) (通勤手当)		◇
A監事	12,393	7,832	3,093	1,096 371	(地域手当) (通勤手当)	4月1日	◇
B監事	9,862	7,076	1,801	849 135	(地域手当) (通勤手当)	4月1日	

注1:「地域手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注3:千円未満切り捨ての関係から、平成22年度年間報酬等の総額と各内訳の合計額が一致しない場合がある。

3 役員退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
理事長	2,205	1年9月	H22.3.31	1.0	農林水産省独立行政法人評価委員会による平成21年度の総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、暫定退職手当を支給した。その後、業績勘案率が1.0と決定したとの通知があったので、既支給額をもって退職手当確定額とした。	*
監事	3,673	3年9月	H22.3.31	1.0	農林水産省独立行政法人評価委員会による平成21年度の総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、暫定退職手当を支給した。その後、業績勘案率が1.0と決定したとの通知があったので、既支給額をもって退職手当確定額とした。	*※

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

第2期中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、各業務部門間での人事の交流を含む適切な職員の配置により、業務運営の効率的、効果的な推進を行い、中期計画の人件費の見積りの範囲内で人件費の管理を行っている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条第3項に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、業務の実績及び基本方針その他の事情を考慮し決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等に応じて、昇給及び勤勉手当の成績率の決定を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給・昇給	勤務成績が適切に反映されるよう職員を初任層と中間層及び管理職層に区分し、さらにそれぞれの職員層ごとに5段階(A～E)の昇給区分に応じた昇給号俸数を設定し、毎年1月1日に前年1年間の勤務成績を判定し昇給させる。 さらに、研究職員俸給表の適用職員にあつては、顕著な研究業績を上げたと認められる場合等には特別な昇給を実施することが出来る。
賞与・勤勉手当(査定分)	職員の勤務成績に応じ、135/100(特定管理職員にあつては、175/100)を超えない範囲内において成績率を決定し、俸給等の月額にこれを乗ずることにより勤勉手当を支給。

ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

一般職の職員の給与に関する法律に準拠し、主に以下の改定を行った。

- ① 俸給月額を平均0.1%引き下げ
- ② 期末・勤勉手当を0.2月分引き下げ
- ③ 55歳を超える職員(一般職俸給表5級以下相当の職員を除く)について、俸給等の支給額を一定率で減額(△1.5%)
- ④ 特殊勤務手当(水上等作業手当)の支給対象期間の短縮

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 826	歳 44.4	千円 7,350	千円 5,604	千円 95	千円 1,746
事務・技術	人 250	歳 42.3	千円 6,067	千円 4,604	千円 113	千円 1,463
研究職種	人 454	歳 47.0	千円 8,372	千円 6,403	千円 111	千円 1,969
船舶職員(一)	人 42	歳 44.5	千円 7,618	千円 5,757	千円 11	千円 1,861
船舶職員(二)	人 80	歳 36.5	千円 5,413	千円 4,109	千円 0	千円 1,304

注: 代表的職種以外の職種の説明

船舶職員(一): 一般職の職員の給与に関する法律別表第5イ 海事職(一)に相当する職種であり、調査船に乗り組む士官で、調査船運航業務及び乗船調査員の調査補助業務等を行う。

船舶職員(二): 一般職の職員の給与に関する法律別表第5ロ 海事職(二)に相当する職種であり、調査船に乗り組む部員で、調査船運航業務及び乗船調査員の調査補助業務等を行う。

在外職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2	-	-	-	-	-

注: 在外職員については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	18	36.1	5,995	4,787	108	1,208
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	18	36.1	5,995	4,787	108	1,208

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円

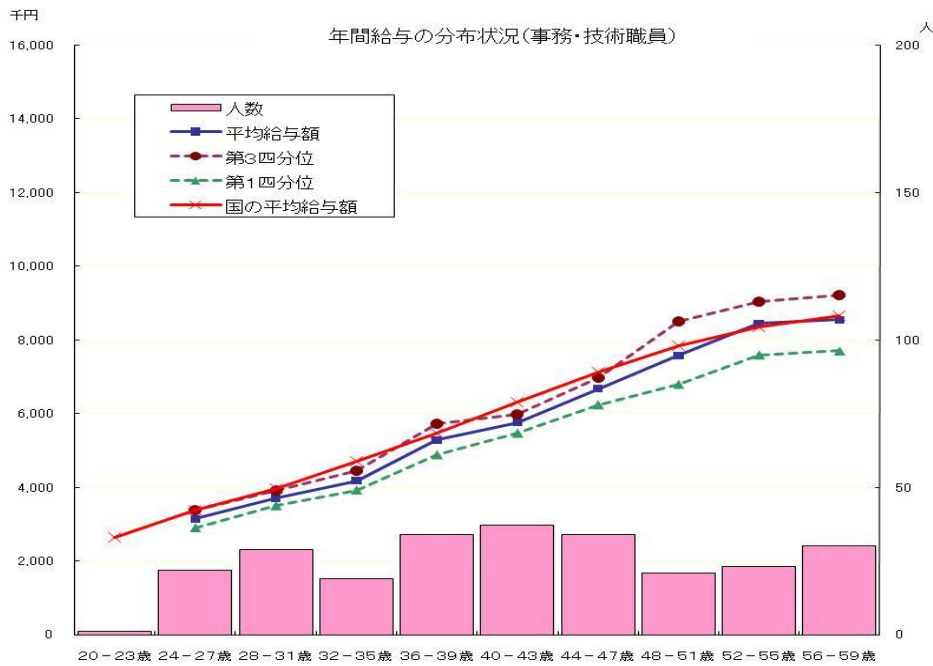
非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	64	48.4	3,068	3,068	126	0
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	63	48.7	3,078	3,078	127	0
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1	-	-	-	-	-

注: 研究職種については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 区分中における、「医療職種(病院医師)」、「医療職種(病院看護師)」及び「教育職種(高等専門学校教員)」の各職種については、該当がないため省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕)

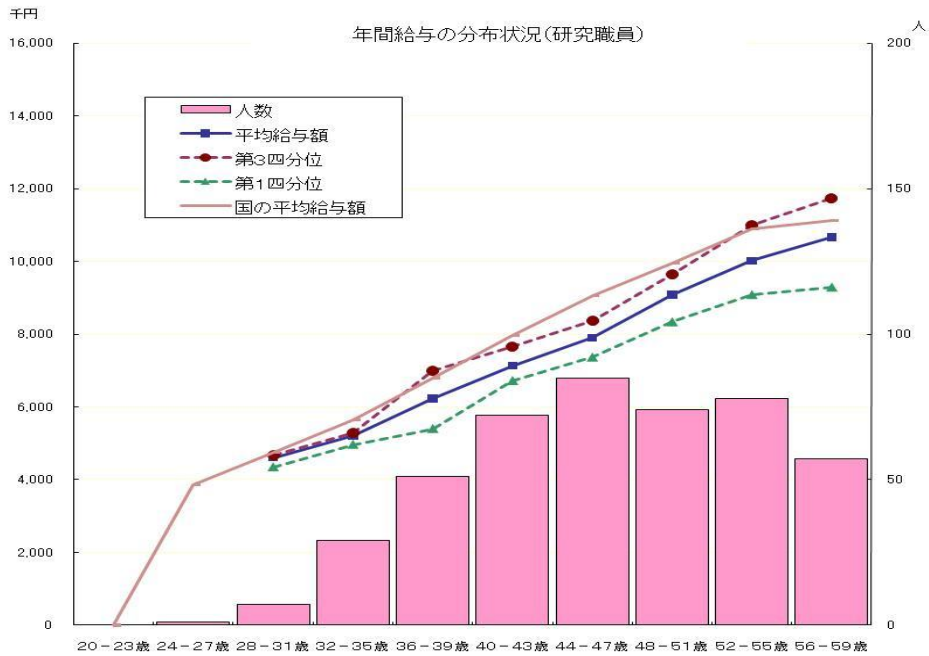


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注1: 年齢20～23の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額及び第1・3分位については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
本部課長	7	52.6	8,775	9,141	9,299		
本部課長補佐	8	49.8	7,435	7,848	8,087		
本部係長	26	42.2	5,677	6,125	6,652		
本部係員	15	30.0	3,307	3,562	3,725		



注: 年齢24~27の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与及び第1・3分位については表示していない。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位	
			第1分位		第3分位	
		人	歳	千円	千円	千円
本部課長	21	50.0	8,735	9,184	9,626	
主任研究員	192	45.0	7,125	7,650	8,072	
研究員	78	37.6	5,067	5,433	5,671	

③ 職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	係員	係長	係長	課長補佐
人員 (割合)	250 人 (割合)	21 人 (8.4%)	44 人 (17.6%)	84 人 (33.6%)	51 人 (20.4%)	19 人 (7.6%)
年齢(最高～最低)		29 ～ 22 歳	39 ～ 27 歳	59 ～ 30 歳	59 ～ 39 歳	58 ～ 46 歳
所定内給与年額(最高～最低)		2,793 ～ 1,940 千円	3,452 ～ 2,271 千円	4,721 ～ 2,964 千円	6,801 ～ 4,307 千円	7,208 ～ 5,390 千円
年間給与額(最高～最低)		3,561 ～ 2,541 千円	4,459 ～ 3,001 千円	6,257 ～ 3,954 千円	8,607 ～ 5,833 千円	9,126 ～ 7,371 千円

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	部長	所長	所長
人員 (割合)		24 人 (9.6%)	5 人 (2.0%)	1 人 (0.4%)	1 人 (0.4%)	0 人 (0.0%)
年齢(最高～最低)		59 ～ 45 歳	59 ～ 52 歳			
所定内給与年額(最高～最低)		7,760 ～ 5,630 千円	8,061 ～ 6,604 千円			
年間給与額(最高～最低)		9,998 ～ 7,706 千円	10,637 ～ 8,734 千円			

注:8級及び9級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(研究職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		研究員	研究員	主任研究員	研究課長	研究部長	所長
人員 (割合)	454 人 (割合)	0 人 (0.0%)	71 人 (15.6%)	163 人 (35.9%)	136 人 (30.0%)	84 人 (18.5%)	0 人 (0.0%)
年齢(最高～最低)			46 ～ 27 歳	59 ～ 34 歳	58 ～ 42 歳	59 ～ 48 歳	
所定内給与年額(最高～最低)			5,122 ～ 3,197 千円	7,261 ～ 4,451 千円	8,869 ～ 5,365 千円	9,877 ～ 7,017 千円	
年間給与額(最高～最低)			6,545 ～ 4,153 千円	9,449 ～ 6,043 千円	11,374 ～ 7,125 千円	13,394 ～ 9,516 千円	

④ 賞与(平成22年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	57.4	59.3	58.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	42.6	40.7	41.6
	最高～最低	48.2～34.3	45.8～31.4	45.3～32.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	63.5	67.6	65.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.5	32.4	34.5
	最高～最低	43.7～32.1	36.8～28.3	38.2～30.5

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	55.3	56.5	55.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	44.7	43.5	44.1
	最高～最低	52.7～33.5	49.0～36.3	48.4～35.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.9	65.8	65.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.1	34.2	34.6
	最高～最低	43.7～32.5	37.1～29.9	40.4～31.8

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／研究職員)

対国家公務員(行政職(一))

95.4

対他法人(事務・技術職員)

90.6

対国家公務員(研究職)

91.3

対他法人(研究職員)

91.1

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 95.4		
	参考	地域勘案	101.1
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 86.8 % (国からの財政支出額 23,582,608千円、支出予算の総額 27,167,000千円：平成22年度予算)		
	【検証結果】 比較指数は95.4であり、給与水準は適切である。 なお、参考指標における地域勘案及び地域、学歴勘案で100を超えている要因としては、地域手当非支給地に勤務する職員のうち、特地勤務手当支給地に勤務する職員の平均給与が高いこと、非支給地に勤務しているが、実際には地域手当の異動保障が支払われている職員がいるからであると推察される。		
講ずる措置	【累積欠損額について】 なし		
	【検証結果】		

・主務大臣の検証結果

国家公務員より低い水準であり、問題ないと考えている。

なお、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、引き続き国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給し、適正な水準とすることを要請することとする。

○研究職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 91.3		
	参考	地域勘案	102.5
		学歴勘案	90.4
		地域・学歴勘案	99.2

・主務大臣の検証結果

国家公務員より低い水準であり、問題ないと考えている。

なお、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、引き続き国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給し、適正な水準とすることを要請することとする。

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成22年度)	前年度 (平成21年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成18 年度)からの増△減
	千円	千円	千円	(%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	7,269,258	7,305,237	△ 35,979	(△ 0.5%)	△ 459,599 (△ 5.9%)
退職手当支給額 (B)	469,920	523,564	△ 53,644	(△ 10.2%)	50,332 (12.0%)
非常勤役職員等給与 (C)	1,303,872	1,240,290	63,582	(5.1%)	237,063 (22.2%)
福利厚生費 (D)	1,151,836	1,116,576	35,260	(3.2%)	46,426 (4.2%)
最広義人件費 (A+B+C+D)	10,194,888	10,185,668	9,220	(0.1%)	△ 125,776 (△ 1.2%)

注: 当年度決算書の附属明細書における「報酬又は給与支給額」には、知的財産権実施補償金 1,418千円及び独立行政法人国際協力機構の依頼により海外派遣した職員に係る同機構からの人件費補填額 1,971千円を含めているため本表の「給与、報酬等支給総額」とは一致しない。

総人件費について参考となる事項

- ① 当年度(平成22年度)の「給与、報酬等支給総額」は、7,269,258千円であり、前年度(平成21年度)に対して0.5%の減額となった。
また、当年度の「最広義人件費」については、10,194,888千円であり、前年度に対して0.1%の増額となった。これは、給与、報酬等の支給総額及び退職手当支給額は減少したものの、非常勤役職員等給与及び福利厚生費の額が増加したことが主な要因となっている。
- ② 人件費については、第2期中期計画において、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、5%以上の削減(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、職員の給与について必要な見直しを行った。
平成22年度は、第2期中期計画最終年度であったが、人件費削減率が△5.2%となり、目標を達成した。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	7,667,558	7,643,305	7,705,019	7,447,094	7,113,948	7,026,895
人件費削減率 (%)		△ 0.3	0.5	△ 2.9	△ 7.2	△ 8.4
人件費削減率(補正值) (%)		△ 0.3	△ 0.2	△ 3.6	△ 5.5	△ 5.2

注1: 「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。

なお、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%である。

注2: 競争的研究資金又は研究開発独立行政法人の受託研究若しくは共同研究のための民間からの外部資金又は国からの委託費及び補助金により雇用される任期付職員、運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題(第三期科学技術基本計画(H18.3.28閣議決定)において指定されている戦略重点科学技術をいう。)に従事する者及び若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。)を削減対象人件費の範囲内から除いているため、Ⅲ表の「給与、報酬等支給総額」と削減対象人件費の金額とが異なることとなる。

注3: 注2の任期付研究者及び任期付職員の人件費を総人件費改革に係る削減対象人件費の範囲から除く前の「給与、報酬等支給総額」(削減対象人件費)は、基準年度(平成17年度)7,729,554千円、平成18年度7,728,857千円、平成19年度7,813,435千円、平成20年度7,565,401千円、平成21年度7,305,237千円であった。

・主務大臣の検証結果

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づき、平成18年度から5年間で総人件費を17年度比で5%以上削減する目標に対し、5.2%の削減を行い目標を達成したところであるが、引き続き総人件費の抑制に努めるよう要請することとする。

IV 法人が必要と認める事項

特になし